

公益財団法人三重県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する規程にかかる登録取り消し等の基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人三重県下水道公社下水道排水設備工事責任技術者試験等に関する規程（以下「規程」という。）第13条の規定に基づき、規程第2条第4号に定める責任技術者（以下「責任技術者」という。）に対して、登録取り消し等の処分を行う場合について必要な事項を定める。

(違反点数の決定)

第2条 下水道管理者は、責任技術者の行為が規程第13条第1項の各号に掲げる事由（以下「違反行為」という。）に該当すると認めるときは、理事長に報告を行うものとする。

2 理事長は、下水道管理者からの報告に基づき、別表1に定める違反基準点数に基づき、違反点数を決定する。

(処分)

第3条 理事長は、前条第2項の規定により決定した責任技術者の違反点数が別表2の処分基準点数に掲げる違反点数が15点未満のときは、文書による警告を行うものとし、15点以上に達したときは、登録の停止及び登録の取り消し処分の決定を行うため、試験・更新講習運営委員会（以下「運営委員会」という。）を招集する。

2 理事長は、運営委員会で処分を決定するにあたり、責任技術者に対し弁明の機会を設けるものとし、処分が決定したときは資格者に対し通知するものとする。

(違反点数の有効期間)

第4条 違反行為ごとの違反点数の有効期間は、違反点数を付した日から2年間とする。

(その他)

第5条 この基準に定めることのほか、違反行為等の処分に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この基準は平成29年10月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

区分		違反行為	違反 点数
規程 第13条 第1項 第1号 規程に違反	ア	<p>（名義貸し）</p> <p>「責任技術者証を他人に譲渡し又は貸与してはならない」</p> <p>①雇用関係が成立していない工事店に専属していると装い責任技術者証の交付申請を行った又は交付を受けた。</p> <p>②他の工事店が施工した排水設備工事の責任技術者として、自らの名義を使用した（させた）。</p>	25点
規程 第13条 第1項 第2号 不誠実な 行為 条例等への 違反等	イ	<p>（施工管理、指導監督）</p> <p>「条例等の基準、下水道管理者からの指導及び申請図どおりに現場の施工ができていない」</p> <p>完了検査等において、下記のような工事施工を確認したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管の適切な接続（汚水系統、雨水系統等）ができていない。 ・適切な配管ルートの確保ができていない。 ・配管の適切な勾配が確保できていない。 ・汚水ます、雨水ます、阻集器等が適切な位置に設置されていない。 ・埋め戻し等、適切な土かぶりが確保できていない。 ・その他、各市町で定める工事施工の基準等に違反した。 	2点
	ウ	<p>（施工管理、指導監督）</p> <p>「下水道管理者からの指示や命令に従わなかったとき」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備工事の手直しを指示されたが、期日までに手直しをしなかった。 ・その他、各市町における指示事項等に対し、誠実に対応しなかった。 	6点
	エ	<p>（無届工事の防止）</p> <p>「申請図等、施工前の書面について下水道管理者において承認されたこと（当該排水設備又は工事内容が条例、規則等に規定する内容に合致していることについて承認されたこと）を確認していない」</p> <p>工事着工の承認が無い工事物件（無届工事）への関与に</p>	6点

		<p>ついて、下記のような事実を確認したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任技術者として無届工事にかかる排水設備の設計、計画を行った。 ・責任技術者として無届工事にかかる施工管理を行った。 ・その他、各市町で定める工事施工前の手続きを行わない工事に携わった。 	
	オ	<p>(適切な材料の使用) 「条例等の基準に基づく排水設備の材料を使用しなかった」</p> <p>下記の屋内排水設備及び屋外排水設備について下水道管理者の条例及び技術基準等に定める材料を使用しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水管（管径、材質） ・トラップ（管径、形状） ・ディスポーザ（未承認物件） ・阻集器（用途に合わないもの） ・汚水ます、雨水ます（用途に合わないもの） ・その他、各市町で定める基準に適合しない材料 	2点
	カ	<p>(工事の完了確認) 「工事完了検査への立会いをしなかった」</p> <p>正当な理由無く、下水道管理者が行う工事完成検査に立ち会わなかった。</p>	1点
規程 第13条 第1項 第3号	キ	<p>(刑事罰) 罰金以上の刑に処せられたとき</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・他人の生命、身体又は財産に危害、損害（横領含む。）を与えたことにより、禁錮以上の刑に処せられた場合 ・自らの指揮下にいた従業員等（下請け業者含む。）の安全管理を怠ったために労務災害が発生し、当該従業員等が死傷するなどにより禁錮以上の刑に処せられた場合 ・社会的信用を失墜する行為等により禁錮以上の刑に処せられた場合 	25点
		<ul style="list-style-type: none"> ・その他、社会的信用を失墜する行為等により罰金刑に処せられた場合 	6点

別表 2 (第 3 条関係)

処分基準点数	処分内容
1 点以上 1 5 点未満	文書による警告
1 5 点以上 2 0 点未満	3 ヶ月の登録停止
2 0 点以上 2 5 点未満	6 ヶ月の登録停止
2 5 点以上	登録取り消し